

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月19日
【届出者の氏名又は名称】	オムロンヘルスケア株式会社
【届出者の住所又は所在地】	京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地
【最寄りの連絡場所】	京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地
【電話番号】	075-925-2000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営統轄部長 野田 達大
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	オムロンヘルスケア株式会社 (京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、オムロンヘルスケア株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社松屋アールアンドディをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社松屋アールアンドディ

2 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

2019年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年3月29日から2029年3月28日まで）

3 【買付け等の概要】

公開買付けの目的	対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月19日（火曜日）から2026年6月15日（月曜日）まで（20営業日）（注1）
買付け等の価格	普通株式1株につき 金1,110円 本新株予約権1個につき 金717,600円
買付予定数の下限	11,230,300（株）（注2）
買付予定数の上限	
対象者の意見	本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

（注1） 法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2026年6月29日（月曜日）までとなります。

（注2） 当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.57%（小数点以下第三位を四捨五入。）です。なお、対象者が2026年5月13日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（21,427,600株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し権利行使可能な本新株予約権252個の目的となる対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の数（201,600株）を加算した株式数（21,629,200株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,712株）を控除した株式数（21,624,488株、以下「本基準株式数」といいます。）に係る議決権の数（216,244個）を分母として計算しております。

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グローバル市場に上場している対象者株式を3,165,200株（所有割合（注1）：14.64%）所有する対象者の第3位株主であります。

（注1）「所有割合」とは、本基準株式数（21,624,488株）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

公開買付者は、2025年12月15日付「株式会社松屋アールアンドディ株券等（証券コード：7317）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年12月15日付公開買付けプレスリリース」といいます。）にて公表してありましたとおり、同日付の取締役会において、対象者株式の全て（ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）並びに本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。）及び本新株予約権の全て（注2）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議してありました。

（注2）応募の対象となる、対象者から報告を受けた2026年3月31日現在残存し権利行使可能な本新株予約権は252個です。

本公開買付けについては、台湾及びベトナムの競争法令に基づく許認可に係る手続が必要であるところ、台湾及びベトナムにおける手続は、2025年12月15日時点で完了しておらず、競争法令に基づき必要な許認可に向けた手続及び対応に一定期間を要することから、当該手続及び対応が完了していること等の前提条件（注3）（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合（なお、公開買付者は、その任意の裁量により、本公開買付前提条件の全部又は一部を放棄できるとされています。以下、本公開買付前提条件の放棄に関する記載箇所について同じです。）に、本公開買付けを速やかに開始することを予定し、公開買付者は、当該手続に関する国外の法律事務所との協議等を踏まえ、2026年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指してありました（注4）。

（注3）「本公開買付前提条件」は、対象者取締役会が、本公開買付けが実施される際に、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見（以下「本賛同・応募推奨意見」といいます。）を表明することを決議し、また、かかる決議が撤回又は変更されていないこと、対象者取締役会が本公開買付けに関連して設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）が、対象者取締役会に対して、本賛同・応募推奨意見を表明することに肯定的な内容の答申を行い、これが変更又は撤回されていないこと、本取引の実行にあたり必要となる国外の競争法令上の手続が全て完了していること、対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項に定める重要事実をいいます。）及び公開買付け等事実（法第167条第2項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、

2025年12月15日以降、本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情（法第27条の11第1項但書に定める業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ（「イからリまでに掲げる事実に基づき事実で公開買付者が公開買付開始公告及び本書において指定したもの」については、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」をご参照ください。）並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合に限り、））が対象者グループ（下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）に生じていないこと、2025年12月15日以降の日に実施される剰余金の配当に関する議案が対象者の株主総会において承認されておらず、また、当該議案を目的事項とする株主総会の招集が決定されていないこと（ただし、当該株主総会の招集が撤回され、又は当該議案が株主総会で否決された場合を除きます。）、本応募合意株主（以下に定義します。以下同じです。）との間で、本応募契約（以下に定義します。以下同じです。）が2025年12月15日付で適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること（ただし、これらの契約が合意解除される場合を除きます。）、2025年12月15日以降、対象者及びその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー若しくはこれらの見直し又は本取引の実行に対して重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由若しくは事象、又は

国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化（ただし、かかる変化が、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を維持することができない程度に対象者の企業価値又は株式価値の棄損が生じるものに限る、（ ）本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動、（ ）国内外の政治情勢、経済情勢、金融市場又は証券市場の変化に起因する影響（国際的な外交上の関係悪化、テロ行為、政局不安その他国内外の政治的危機によって引き起こされるものを含みます。）、（ ）戦闘行為、戦争、天災又は人災の発生又は拡大に起因する影響、（ ）対象者の事業が属する業界全般に生じた情勢の変動に起因する影響、（ ）新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行、流行の継続又は流行の拡大に起因する影響、及び（ ）法令等、会計基準又はそれらの解釈の変更等に起因する影響を除きます。）が生じておらず、かつその具体的なおそれが生じていないことを実施の前提条件としております。

（注4）台湾及びベトナムにおける競争法令上の届出に係る承認又は待機期間の満了が含まれます。詳細は下記「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。

その後、公開買付者は、下記「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付けの実施に向けて、台湾及びベトナムの競争法令に基づく必要な手続及び対応を進めており、台湾における競争法令上の届出について、2026年1月21日（現地時間）付で、台湾公平交易委員会から、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については競争制限に係る懸念を生じないため、待機期間を短縮する旨の文書が発出され、公開買付者は、2026年1月22日（現地時間）に当該文書を受領し、本株式取得の承認がなされたことを確認いたしました。

また、ベトナムにおける競争法令上の届出については、2025年12月3日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に本株式取得についての事前届出を提出し、2026年1月8日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日当該通知を受領しております。その後、ベトナム国家競争委員会から、2026年2月6日（現地時間）付で、当該届出が正式審査（二次審査）に付されたことを通知する文書が発出されました。さらに、ベトナム国家競争委員会から、2026年3月20日（現地時間）付で、追加の情報及び資料の提出を要求する文書が発出され、それを受け、公開買付者及び対象者は、2026年4月7日（現地時間）付で、当該文書にて要求された情報及び資料を提出いたしました。その後、公開買付者は、ベトナムにおける競争法令上の届出に関して、ベトナム国家競争委員会から、2026年5月5日（現地時間）付で、本株式取得を承認することを決定する旨の通知が発出され、同月7日（現地時間）に当該通知を受領し、同日付でベトナムの競争法令に基づく手続が完了したことを確認いたしました。以上をもって、本取引の実行に必要な全ての競争法令上の許可の取得が完了し、本株式取得を実行することが可能となったことを確認いたしました。

なお、上記のとおり、ベトナムの競争法に関するクリアランスの取得は完了しておりますが、当該クリアランスの取得の条件として、オムロン（以下に定義します。）及びその連結子会社並びに対象者及びその連結子会社は、ベトナム国内市場における完成品医療機器全般（血圧計等）の販売価格及び製品価格の変動や、関連する顧客との商取引契約の履行状況についてベトナム国家競争委員会に報告すること、ベトナムにおける研究開発能力の強化や、生産性向上・原価低減等を通じた血圧計等の安定的な供給の維持等を含む、本取引の肯定的影響を強化する計画について報告すること、本取引から3年ごとに、当該条件の遵守状況について報告すること及びベトナム競争法を遵守することが必要とされております。なお、現地コンサルティング事務所によれば、仮に公開買付者又は対象者がこれらの条件を遵守しなかった場合であっても、本取引の有効性が遡及的に否定されることはなく、本取引自体への影響は生じないとのことです。

そして、公開買付者は、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が、以下の方法により、充足されることを確認したことから、本公開買付けを2026年5月19日より開始することといたしました。なお、2025年12月15日付公開買付者プレスリリースにおいて記載された本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

公開買付者は、対象者より、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を適法かつ有効に行い、かつ、対象者の株主及び本新株予約権者に対しても本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議がなされ、当該意見が変更又は撤回されず有効である旨の報告を受け、2026年5月18日に、当該決議が実施され、かかる意見表明が変更又は撤回されず有効であることを確認したことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、本特別委員会が、2025年12月15日以降、2026年5月18日までの事情を勘案しても、対象者取締役会に対して賛同・応募推奨意見を表明することに肯定的な答申を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、上記意見に変更がない旨の答申書を提出し、かつ、当該答申の内容が変更又は撤回されず有効である旨の報告を受け、2026年5月18日に、当該答申書が対象者取締役会に提出され、かつ、か

かる答申書が変更又は撤回されず有効であることを確認したことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、下記「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本取引の実行にあたり必要となる国外の競争法令上の手続が全て完了したことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、対象者に関する未公表の重要事実又は公開買付け等事実が存在しない旨の報告を受け、同日、当該事実は存在していないことを確認したことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しない旨の報告を受け、同日、当該判断等は存在していないことを確認したことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、2025年12月15日以降、本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情が対象者グループに生じていない旨の報告を受け、同日、当該事情は生じていないと判断したことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点で、対象者の株主総会において、2025年12月15日以降の日に実施される剰余金の配当に関する議案が対象者の株主総会において承認されておらず、また、当該議案を目的事項とする株主総会の招集も決定されていない旨の報告を受け、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、本応募契約が変更されずに適法かつ有効に存続しており、また、本応募契約に定める本応募合意株主の表明及び保証の重要な点における違反及び各本応募契約に基づき履行又は遵守すべき各本応募合意株主の義務の重要な点における違反について認識していない(本応募契約において、自らが表明及び保証した事項について真実でないこと若しくは正確でないこと又はそのおそれがあることを認識した場合には相手方当事者に対する通知が必要とされており、当該通知はないことから違反はないと理解しております。)ことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、2025年12月15日以降、対象者及びその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー若しくはこれらの見通し又は本取引の実行に対して重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化が生じておらず、かつ、その具体的なおそれが生じていない旨の報告を受け、同日、当該事由は生じていないと判断したことから、本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を11,230,300株(所有割合:51.93%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(11,230,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,230,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(11,230,300株)については、本基準株式数(21,624,488株)に係る議決権の数(216,244個)に3分の2を乗じた数(144,163個)(小数点以下を切り上げた数。)から本譲渡制限付株式のうち対象者取締役の所有する株式数(20,800株)に係る議決権の数(208個)を控除し、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(14,395,500株)から、公開買付者が本書提出日現在所有する対象者株式の数(3,165,200株)を控除した株式数(注5)としております。これは、本取引において、公開買付者は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、本株式併合(下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」の「株式併合」で定義します。以下同じです。)の手続を実施することを要請する予定であるところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する株式数に係る議決権数及び本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が所有している株式数に係る議決権数の合計が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上となるようにするためです。

(注5) 本譲渡制限付株式は、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本取引の一環として実施される本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しているとのことであり、当該決議に際しては、対象者の取締役3名のうち2名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使しているこ

と、並びに当該決議に参加した取締役全員が本譲渡制限付株式を所有しており、また、当該審議及び決議に参加していない取締役1名は、本譲渡制限付株式を所有していないことから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式の所有者のうち、対象者取締役は本スクイズアウト手続（以下に定義します。）に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するに際して、これらの本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が所有している株式数に係る議決権の数を控除しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年12月15日付で、対象者の創業者かつ代表取締役社長CEOであり対象者の第5位株主である後藤秀隆氏（所有株式数：1,880,000株、所有割合：8.69%）、対象者の主要株主であり第1位株主である後藤倫啓氏（所有株式数：3,600,000株、所有割合：16.65%）、対象者の主要株主であり第1位株主である後藤匡啓氏（所有株式数：3,600,000株、所有割合：16.65%）及び創業者一族の資産管理会社であり対象者の第4位株主であるゴトウホールディング株式会社（所有株式数：2,000,000株、所有割合：9.25%、以下「ゴトウホールディング」といい、後藤秀隆氏、後藤倫啓氏、後藤匡啓氏及びゴトウホールディングを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）（注6）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主が所有する対象者株式の全て（11,080,000株、所有割合：51.24%。以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

なお、本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）」及び「本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）」をご参照ください。

(注6) なお、後藤秀隆氏は、後藤秀隆氏が所有する対象者株式1,880,000株のうち、614,000株（所有割合：2.84%）を、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）が後藤秀隆氏に対して有する貸金債権を被担保債権として、三菱UFJ銀行に担保（以下「本担保（後藤秀隆氏）」）といたします。）として提供しておりましたが、後藤秀隆氏は、2026年5月7日付で、本担保（後藤秀隆氏）の解除を受けております。また、ゴトウホールディングは、ゴトウホールディングが所有する対象者株式2,000,000株のうち、590,000株（所有割合：2.73%）を、三菱UFJ銀行がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、三菱UFJ銀行に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（三菱UFJ銀行）」）といたします。）として、300,000株（所有割合：1.39%）を、越前信用金庫がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、越前信用金庫に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（越前信用金庫）」）といたします。）として、210,000株（所有割合：0.97%）を、株式会社北陸銀行がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、株式会社北陸銀行に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（株式会社北陸銀行）」）といい、本担保（ゴトウホールディング（三菱UFJ銀行））、本担保（ゴトウホールディング（越前信用金庫））及び本担保（ゴトウホールディング（株式会社北陸銀行））を総称して「本担保（ゴトウホールディング）」といたします。）として、提供しておりましたが、ゴトウホールディングは、2026年4月21日から同年5月7日にかけて、本担保（ゴトウホールディング）の全ての解除を受けております。

また、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

なお、対象者が2025年12月15日付で公表した「オムロンヘルスケア株式会社による当社株式等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2025年12月15日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年12月12日付で対象者取締役会に行った答申内容に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

さらに、対象者が2026年5月18日に公表した「オムロンヘルスケア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2026年5月18日付対象者プレスリリース」といい、2025年12月15日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」と総称します。）によれば、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取

得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有したとのことです。

これを受けて、本特別委員会は、対象者に対して、2025年12月15日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年12月15日以後、2026年5月18日までの事情を勘案しても2025年12月12日付で対象者取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年5月18日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものと考える旨の追加答申書（以下「2026年5月18日付答申書」といいます。）を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2026年5月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

公開買付者は、2003年7月に、オムロン株式会社（以下「オムロン」といいます。）の社内カンパニーの1つであった「ヘルスケアビジネスカンパニー」が分社化され、株式会社オムロンライフサイエンス研究所と統合して設立され、血圧計、ネブライザー（注1）、体温計といった家庭用健康機器の開発・製造・販売、家庭用健康管理ソフトウェアの開発・販売、健康増進サービス事業の展開等を行っております。

（注1） 「ネブライザー」とは、吸入薬を霧状にし、直接気管支に届けるための器具を意味します。

公開買付者の企業グループは、本書提出日現在、公開買付者及び連結子会社25社及び持分法適用関連会社3社（以下「公開買付者グループ」といいます。）で構成されており、全世界で約3,800人の社員を擁し、130以上の国と地域で商品・サービスを提供しています。

公開買付者は、“Going for ZERO - 予防医療で世界を健康に - ”を2030年に向けたビジョンとして掲げ、その実現を目指しています。これまで培ってきた技術力や開発力、デバイスの供給能力等の強みを最大限に発揮し、「循環器事業」「呼吸器事業」「ペインマネジメント事業」の3つの事業にフォーカスして課題を解決しています。世界中の一人ひとりの健康で健やかな生活に貢献するために、強みである「循環器事業」、「呼吸器事業」、「ペインマネジメント事業」及び「その他のヘルスケア事業」における家庭用・医療用健康機器と医療分野での知見を活用し、新しい予防医療を創出していきたいと考えております。

一方で、対象者は、1982年8月に福井県大野市元町で松屋縫製機器販売株式会社として創業し、1994年5月に株式会社松屋アールアンドディへ商号変更を行い、現在の本店所在地である福井県大野市鋸掛に事務所・工場を移転したとのことです。

対象者株式は、2020年4月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行し、現在に至っているとのことです。

対象者の企業グループは、本書提出日現在、対象者及び連結子会社3社（瑪茨雅商貿（上海）有限公司、Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.、Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd.）の計4社（以下「対象者グループ」といいます。）で構成されており、縫製自動機の開発・製造・販売や自社設計の縫製自動機を用いて各種縫製製品の製造・販売の事業を行っているとのことです。

対象者グループにおける報告セグメントは、メディカルヘルスケア事業、セイフティシステム事業、その他事業の3つに区分しており、各分野ごとに自社設計による縫製自動機を用いた生産ラインを活用して、各種製品の品質向上・コスト低減を図るとともに、各製品の生産販売で獲得した収益を縫製自動機の開発に投入して、より高性能な縫製自動機の開発に繋げることが可能となり、各分野ごとにそれぞれシナジー効果を得られると考えているとのことです。

メディカルヘルスケア事業は、公開買付者グループ（公開買付者、OMRON Healthcare Manufacturing Vietnam CO.,LTD.、OMRON Dalian Co.,Ltd.）向けの血圧計腕帯をベトナムを中心として製造・販売を行っているとのことです。血圧計腕帯製品は顧客からの要求に沿って受注生産にて製造されるため、在庫リスクが低い上に、顧客（公開買付者グループ）の内示に基づいた生産計画を立てることで、効率的に稼働することが可能となっているとのことです。またメディカルヘルスケア関連向けの自社設計による縫製自動機を用いた生産ラインでは、一部の工程において自動化、省人化、省熟化（注2）を図ることで、コスト削減に貢献しているとのことです。

（注2） 「省熟化」とは、熟練者の高度な技能や長い経験に依存しないように工程を設計・改善することを指します。具体的には、業務プロセスの自動化や標準化の導入によって作業のばらつきを減らし、短い訓練期間でも誰でも一定品質で作業できる状態にすることとのことです。

セイフティシステム事業は、自動車関連メーカー等向けのカーシート、エアバッグ等の受託生産に加え、自動車の安全装置（エアバッグ）に関する縫製自動機の開発・製造・販売を行っているとのことです。対象者グループは長年の縫製自動化に取り組んできた実績があり、裁断から縫製までの全工程をカバーする幅広い製品を今日まで開発してきたとのことです。そのノウハウを活かした各種縫製自動機を開発・製造しているとのことです。このように対象者グループと同様の縫製自動機を提供している企業は少ないことに加え、対象者グループは各工程の自動機を顧客の要望に合わせて提供可能であることを強みとしているとのことです。また、エアバッグメーカー向けを中心に、生産ラインごとに纏まった受注が得られる事業形態であることから、安定して収益を計上できる事業となっているとのことです。本書提出日現在、自動車の安全装置（エアバッグ）を中心とした縫製の自動化・省人化・省熟化を推進することを目的として、顧客の要望に合わせた電子プログラムミシン等の縫製自動機・レーザー裁断機等の開発、製造、販売を行っているとのことです。

その他事業は、メディカルヘルスケア及び自動車関連メーカー向け以外の顧客から依頼を受けて開発した縫製自動機の開発・製造・販売をその他事業としているとのことです。長年のノウハウを生かし家具やインテリアメーカー、アパレル関係等を中心とした顧客に対しそれぞれのニーズにあった縫製自動機を開発・製造・販売を行っているとのことです。

また、対象者グループは中長期的には、あらゆる縫製自動化のニーズに応えるべく、高機能な縫製自動機の開発により、顧客の縫製工程の自動化に貢献していくこと、縫製品においては、血圧計腕帯のほか、カーシート及びエアバッグの事業拡大を重点課題とし、将来の成長に向けて取り組んでいるとのことです。具体的には、将来的に運転資本の圧縮と合わせ営業キャッシュ・フローの拡大を図り、その範囲内で成長のための投資を実現することで、資本効率を着実に向上させていく所存であるとのことです。常に付加価値の高い製品・サービスを提供できるよう努めるとともに、営業利益の絶対額を高めるべく事業規模を拡大していくことで、企業価値の最大化を図っているとのことです。

一方で、我が国経済については、資源・エネルギー価格の高止まりや物価・金利の上昇による経済活動への悪影響、さらには米国におけるトランプ政権発足による関税等の政策動向が及ぼす影響等先行き不透明感が強まっていると認識しているとのことです。このような状況の中、対象者グループにおいては既存事業の拡大のほか、新規事業への進出も積極的に実施していく必要性を認識しており、そのためにも研究開発力の強化、生産体制・生産能力の強化、品質の向上、新しい販路及び取引先の拡大等の課題に取り組むべく、外部パートナーの活用や長期的視野に立った経営体制の構築が必要と考えているとのことです。

なお、公開買付者と対象者の資本関係については、公開買付者が、血圧計の基幹部品である腕帯の安定供給先としての対象者と取引関係を強化するために、2007年2月、対象者株式125株（当時の発行済普通株式の5.56%）を取得いたしました。また、同時に、公開買付者の当時の連結子会社であったオムロン松阪株式会社も対象者株式125株（当時の発行済普通株式の5.56%）を取得いたしました。

その後、公開買付者は、2012年4月1日付で、市場ニーズにあった競争力ある商品をスピーディーにグローバルに提供することを目的として、オムロン松阪株式会社を吸収合併したことにより、対象者株式250株を所有するに至り、また、対象者が2019年3月28日付で対象者株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、対象者が2021年10月1日付で対象者株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、対象者株式500,000株を所有するに至りました。

また、公開買付者は、2000年頃より対象者からの血圧計腕帯の購入を開始し、以降継続的に対象者から血圧計腕帯の購入をしております。

そして、公開買付者は、2022年5月、対象者との新製品の開発や各種経営上の課題に協働でかつ速やかに取り組むために資本業務提携を強化することを決議し、2022年6月2日付で、対象者の既存株主から対象者株式30,000株（当時の発行済普通株式の0.57%）を相対取得したほか、2022年6月6日から2023年5月29日にかけて市場買付けの方法により対象者株式261,300株（当時の発行済普通株式の3.65%）を追加取得したことにより、対象者株式791,300株（当時の発行済普通株式の14.97%）を所有するに至り、対象者との資本業務提携関係をより強固にしました。さらに、対象者が2023年7月1日付で対象者株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったことにより、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式3,165,200株（所有割合：14.64%）を所有するに至りました。

公開買付者は、血圧計市場の競争環境が激化している中で、血圧計腕帯は、血圧計の精度や品質を左右する重要部品であり、血圧計安定供給の重要性は益々高まっているものと考えております。また、昨今、血圧計における需要のボリュームゾーンが中低価格帯にシフトしており、競合他社との価格競争がこれまで以上に激化していると認識しております。公開買付者は、こうした競争激化に備え、対象者において、血圧計腕帯の安定供給の確保、公開買付者の新製品のより迅速な開発及び血圧計生産ラインの低コスト化を推進する必要があると考え、生産性及び価格競争力（コスト競争力）の向上が、対象者における重要な経営課題と認識するに至りました。

このような状況の下、2025年4月頃より、対象者と継続して議論を重ね、公開買付者は、対象者とさらに経営資源を共有し、案件を共同で進めることによりシナジー効果を発揮することが望ましいと判断するに至りました。

しかしながら、公開買付者は対象者株式を一定程度所有するに留まっており、公開買付者と対象者がそれぞれ独立した経営を行っている現状においては、公開買付者グループ及び対象者グループが相互に経営資源・ノウハウを活用したり、情報交換を行ったりする場合、その有用性や取引としての客観的な公正性について、対象者の一般株主の皆様を含む各ステークホルダーの利益を考慮する必要があり、パートナーシップの強化にあたって一定の制約が生じうる状況にあります。競争環境が激化している中で対象者の経営課題を早期に解決するために必要な施策について、早期かつ積極的に取り組む必要があるにもかかわらず、対象者株式の上場を維持した場合には、中長期的には株主価値を向上させるような大胆な戦略投資、構造改革や組織再編であっても、一時的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等により、短期的には株主価値を毀損する可能性があると考えました。そのため、対象者の一般株主の利益保護等の観点から戦略として採用しにくく、また、意思決定にも時間を要するため、対象者株式の上場を維持したままパートナーシップの強化を早期に実施することは困難であると考えました。さらに、対象者に公開買付者以外の一般株主がいる場合には、公開買付者とその他の株主間で利害の対立が生じ、営業秘密を含む情報の共有が十分に実施できないことも想定されると考えました。したがって、公開買付者は、中長期的に競争力・収益力を高めるための各取組みを柔軟かつ機動的に推進するためには、対象者を公開買付者の完全子会社とした上で、企業成長に向けた施策を進めることが最適であると、2025年6月中旬に判断いたしました。

なお、公開買付者が、本取引において想定している具体的な施策及びシナジー効果としては以下のとおりです。また、公開買付者が対象者株式を取得することによるディスシナジーは特段想定されず、ディスシナジーの有無に関しての詳細な検討はしておりません。

(a) 対象者に公開買付者以外の一般株主がいる場合には共有することが難しい開発、製造、営業に関する機密情報を相互に共有することを含め、公開買付者と対象者がより緊密に連携し新製品の開発や生産の効率化に取り組むことにより、両社のお互いの強みを一層活かし、グローバル市場での競争優位性及び成長を実現すること、並びに対象者の縫製技術や自動化設備と、公開買付者のグローバル展開力・ブランド力を掛け合わせることを通じ、新たな価値を創出できると考えております。なお、公開買付者は技術力や開発力、デバイスの供給能力等を強みとしており、対象者グループは各工程の自動機を顧客の要望に合わせて提供可能であることを強みとしておりと認識しております。

(b) 公開買付者のグローバル販売ネットワークを通じ、対象者が検討している新規事業の販売先の紹介、商談機会の設定等を通じて、対象者の事業拡大に貢献することができると考えております。

このような認識や考えの下、公開買付者は、2025年6月18日、対象者の代表取締役社長CEOである後藤秀隆氏に対し、本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨を伝達し、2025年6月30日、後藤秀隆氏より協議に応じる旨の回答を得て、メディカルヘルスケア事業の競争力強化を共に進めていく議論を後藤秀隆氏との間で開始いたしました。その後、対象者を公開買付者の完全子会社とすることに係る協議・交渉を行う体制を構築すべく、2025年8月1日、公開買付者は、公開買付者グループ及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、同月4日にリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任いたしました。

公開買付者は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より受領した各デュー・ディリジェンス分野の初期開示資料等の開示情報の内容を基礎とした検討及び分析を行い、2025年9月29日に、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを前提とした、本公開買付価格を950円（意向表明書提出日の前営業日である2025年9月26日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値779円に対して21.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。））とした法的拘束力のない意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を対象者に対して提出いたしました。その後、公開買付者は、2025年10月10日に、対象者より、本取引の実施に向けたデュー・ディリジェンスの実施に応じる旨を含む回答書を受領し、対象者に対するデュー・ディリジェンスを2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施いたしました。また並行して、同年12月中旬にかけて、対象者との間で、本公開買付価格についての協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、2025年11月21日、対象者から開示を受けた2026年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）をはじめ、2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料（有価証券報告書等の公開情報に加え、各事業別の詳細といった非公開情報も含まれます。）等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、対象者に対して、対象者の2026年3月期の期末配当が無配であることを前提として、本公開買付価格を950円（当該提案日の前営業日である2025年11月20日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値807円に対して17.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値802円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して18.45%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値779円に対して21.95%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値735円に対して29.25%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（737円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である589,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年11月21日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案（下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（ ）判断の内容」に定義します。以下同じです。）におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、対象者の企業価値を十分に反映した価格とは考えられないことから、対象者の少数株主にとって十分と言える水準ではないと考えており、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年11月26日、本公開買付価格を1,000円（当該提案日の前営業日である2025年11月25日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値803円に対して24.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値801円に対して24.84%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値782円に対して27.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値738円に対して35.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（787円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である629,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年11月27日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、対象者の企業価値を十分に反映した価格とは考えられないことから、対象者の少数株主にとって十分と言える水準ではないと考えており、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年12月1日、本公開買付価格を1,050円（当該提案日の前営業日である2025年11月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して23.67%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値807円に対して30.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値788円に対して33.25%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値743円に対して41.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個

当たりの行使価額213円との差額（837円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である669,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年12月2日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、依然として十分と言える水準ではないと考えていることから、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年12月4日、本公開買付価格を1,070円（当該提案日の前営業日である2025年12月3日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して26.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値815円に対して31.29%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値794円に対して34.76%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値748円に対して43.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（857円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である685,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年12月5日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、依然として十分と言える水準ではないと考えていることから、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年12月9日、本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月8日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値864円に対して28.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値823円に対して34.87%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値800円に対して38.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値753円に対して47.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（897円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である717,600円とする旨の最終提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年12月10日、対象者及び本特別委員会より、依然として同種事案のプレミアム水準に照らして、遜色ない水準であるとは言えず、対象者の少数株主の皆様の利益最大化の観点から、さらなる本公開買付価格の引き上げを改めて検討してほしいとの結論に至り、具体的には本公開買付価格を1,150円での最終提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答及び要請を踏まえ、2025年12月10日、再度真摯に検討を行ったものの、本公開買付価格のこれ以上の引き上げは困難であり、最大限譲歩した水準として改めて、本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月9日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値867円に対して28.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値826円に対して34.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値803円に対して38.23%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値754円に対して47.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（897円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である717,600円とする旨の最終提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年12月12日、対象者及び本特別委員会より、公開買付者による最終提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に応諾する旨の回答を受けました。なお、同日以降、公開買付者と対象者との間で特段の交渉等は行われておりません。

他方、公開買付者は2025年11月14日から2025年12月10日にかけて、本応募合意株主との間で本応募契約の内容について、協議・交渉を実施しました。具体的には、公開買付者は、本意向表明書に記載の本公開買付価格と同額である950円を起点として継続的に協議・交渉を開始いたしました。本応募合意株主からの価格引き上げ要請を受けて、公開買付者は、2025年11月28日に本公開買付価格を1,110円とした場合の本公開買付けへの応募の意向について本応募合意株主に対して打診をし、同日、応募の意向がある旨の確認をいたしました。また、本公開買付価格に加えて、公開買付者による本公開買付けの開始義務の前提条件、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の前提条件、公開買付者による表明保証の内容、本応募合意株主による表明保証の内容等の契約条件について協議を進め、2025年12月10日に、本公開買付価格を1,110円とすること及び本公開買付価格以外の応募の前提条件について本応募合意株主との間で合意に至り、2025年12月15日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を締結しました。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）」及び「本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）」をご参照ください。

その後、公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、2026年5月18日までに、台湾及びベトナムの競争法令に基づく必要な手続及び対応は完了しており、本公開買付前提条件が充足されていることを確認したことから、2026年5月18日、本公開買付けを2026年5月19日から開始することといたしました。

【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

() 対象者株式

公開買付者は、上記「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほ証券から2025年12月12日付で取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（みずほ証券）」といいます。）の算定結果に加え、2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に2025年12月15日付の取締役会において本公開買付価格を1,110円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1,110円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値910円に対して21.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値839円に対して32.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値811円に対して36.87%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値760円に対して46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付価格である1,110円は、本書提出日の前営業日である2026年5月18日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,106円に対して0.36%のプレミアムを加えた価格となります。

() 本新株予約権

本新株予約権は、2025年12月15日時点において、対象者株式1株当たりの行使価額213円が本公開買付価格（1,110円）を下回っており、かつ権利行使期間が到来して権利行使条件を充足しています。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である1,110円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額（897円）に本新株予約権1個の目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額（717,600円）とすることを決定いたしました。また、本新株予約権は、新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の決議による承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのことです。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて承認する旨、並びに譲渡を希望する場合は、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をしたとのことです。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関から算定書や意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、対象者は本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

() 検討体制の構築の経緯

上記「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年4月頃より公開買付者及び公開買付者の親会社であるオムロン（以下「公開買付者ら」といいます。）との間で、両者の強みを活かしたコスト競争力の強化を図る等、シナジーの最大化に向けた資本提携に関する継続的かつ友好的な協議を行っていたところ、2025年6月18日に公開買付者から対象者の完全子会社化を目的とした初期的な提案書を受領したとのことです。なお、後藤秀隆氏は、2024年7月頃から、対象者の戦略的パートナーに対する株式譲渡を含めて後藤秀隆氏の所有する対象者株式の所有方針について検討を開始し、2025年6月中旬頃までに複数のプライベート・エクイティ・ファンドから同氏の所有する対象者株式の譲受けについて初期的な打診を受けたとのことです。同月18日、公開買付者から対象者に対する初期的な提案が行われたことを踏まえ、公開買付者グループは対象者の主要事業であるメディカルヘルスケア事業における血圧計腕帯製品の主要な販売先であることや公開買付者と対象者の間に資本業務提携関係が存在し同事業に関する各種の協働を進めていること等を通じて公開買付者らと対象者との間で友好的な関係を築いてきていること、それらに伴う公開買付者の対象者に対する理解の深さ並びに対象者の中長期での企業価値向上を見据えた戦略及び施策を有していること等の観点より、最も対象者の企業価値向上に資すると評価した公開買付者との間で本格的に本取引について協議することとし、2025年6月下旬頃に公開買付者以外の第三者から受けた初期的な打診については謝絶したとのことです。そして、対象者は、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当しないものの、公開買付者が対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており対象者の少数株主に大きな影響を与えること、また、公開買付者が、本応募合意株主との間で、本応募合意株主が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しており、本応募合意株主と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえて、本公開買付けの実施を決定するに至る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

具体的には、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会の委員並びにファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選定にあたり、対象者、本応募合意株主及び公開買付者ら並びに本取引の成否からの独立性及び守秘義務の確認や十分な検討リソースを確保するための契約条件について慎重に検討を行った上で、2025年8月13日開催の取締役会における決議により、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した錦見光弘氏（対象者独立社外監査役）、佐々木豊氏（対象者独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（対象者独立社外監査役）の3氏によって構成される本特別委員会を設置し、同日付で対象者、本応募合意株主及び公開買付者ら並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券を、対象者、本応募合意株主及び公開買付者ら並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を、本特別委員会の承認が得られることを条件として、選任したとのことです。対象者は、同日、本特別委員会において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得」に記載のとおり、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに対象者のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び適格性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、(ア)本取引を実施することの是非（本公開買付けについて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否か）を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに(イ)対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること（なお、(ア)の検討に際しては、対象者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、対象者の少数株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性及び手続の公正性について検討・判断するものとしているとのことです。）（以下(ア)及び(イ)を総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問したとのことです。そして、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでない判断した場合、又は本取引の条件若

しくは手続が公正ではないと判断した場合には、対象者取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議しているとのことです。併せて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、()対象者が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含むとのことです。)、()本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担するとのことです。)、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含むとのことです。)すること、()本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求め、()対象者グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、()その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与することを決議したとのことです。

さらに、対象者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を対象者の社内に構築したとのことです。

() 検討・交渉の経緯

上記、「() 検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制を構築した上で、対象者は、野村證券から対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所からは本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受けたとのことです。また、本特別委員会へは、随時、協議・交渉過程の報告を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等を受けており、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の公正性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、2025年9月29日、公開買付者より本公開買付価格を950円(本意向表明書提出日の前営業日である2025年9月26日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値779円に対して21.95%のプレミアムを加えた価格)とする法的拘束力のない本意向表明書を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年10月10日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者理論株価の算定レンジに照らして、対象者の企業価値を十分に反映した価格とは考えられないことから、対象者の少数株主にとって十分と言える水準ではないと考えている旨を回答したとのことです。その後、対象者は、2025年10月上旬から2025年11月下旬の期間にかけて公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れた上で、さらに公開買付者との協議・交渉を継続したとのことです。

その後、対象者は、2025年11月21日、公開買付者より、対象者から開示を受けた本事業計画をはじめ、2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料(有価証券報告書等の公開情報に加え、各事業別の詳細といった非公開情報も含むとのことです。)等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、対象者に対して、対象者の2026年3月期の期末配当が無配であることを前提として、本公開買付価格を950円(当該提案日の前営業日である2025年11月20日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値807円に対して17.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値802円に対して18.45%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値779円に対して21.95%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値735円に対して29.25%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(737円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である589,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年11月21日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして十分でない水準であること、及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものは言えないと考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年11月26日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、本公開買付価格を1,000円(当該提案日の前営業日である2025年11月25日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値803円に対して24.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値801円に対して24.84%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値782円に対して27.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値738円に対して35.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(787円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である629,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年11月27日、公開買付者に対し、

当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして、依然として十分でない水準であること、及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月1日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、本公開買付価格を1,050円（当該提案日の前営業日である2025年11月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して23.67%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値807円に対して30.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値788円に対して33.25%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値743円に対して41.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（837円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である669,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年12月2日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして、依然として十分と言える水準でないこと、及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月4日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、本公開買付価格を1,070円（当該提案日の前営業日である2025年12月3日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して26.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値815円に対して31.29%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値794円に対して34.76%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値748円に対して43.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（857円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である685,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年12月5日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして、依然として十分と言える水準でないこと、及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと引き続き考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月9日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、公開買付者として提案可能な最大限の価格かつ最終的な提案であるとして本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月8日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値864円に対して28.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値823円に対して34.87%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値800円に対して38.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値753円に対して47.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（897円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である717,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年12月10日、公開買付者に対し、当該提案価格は、対象者の少数株主に一定程度配慮された公開買付価格であるものの、少数株主の利益最大化の観点で、さらなる公開買付価格の引き上げを今一度要請する旨、具体的には本公開買付価格を1,150円とする最終提案を求める旨の提案を行ったとのことです。

その後、対象者は、公開買付者から2025年12月10日、上記のとおり本公開買付価格を1,150円とする最終提案を求める旨の対象者及び本特別委員会からの要請を踏まえ、公開買付者として再度真摯に検討を行いましたが、本公開買付価格のこれ以上の引き上げは困難であり、最大限譲歩した水準として改めて、本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月9日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値867円に対して28.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値826円に対して34.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値803円に対して38.23%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値754円に対して47.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額（897円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額である717,600円とする旨の最終提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年12月12日、公開買付者に対し、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡をしたとのことです。

本特別委員会は、本公開買付価格を含む本取引の諸条件及び意義について慎重に協議を重ねた結果、2025年12月12日に、(ア)対象者取締役会は、本公開買付に賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付に応募することを推奨する旨を決議するべきであると考えている

旨、及び(イ)対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨、また、本公開買付けが成立した後における公開買付けによる対象者の完全子会社化の決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書（以下「2025年12月12日付答申書」といいます。）を対象者に提出したとのことです（2025年12月12日付答申書の概要については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

() 判断の内容

以上の経緯の下、対象者は、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに2025年12月12日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するか否か、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の観点から、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると考えているとのことです。

(ア) メディカルヘルスケア事業における新商品の開発による取引拡大及び新規事業への取組加速

公開買付け者は対象者の主力事業である血圧計のキーデバイスである腕帯の主要な供給先であるとのことです。公開買付け者の完全子会社となることで、血圧計市場において新商品の開発を一体となって行うことが可能となるほか、対象者のコスト削減能力を活かして競争力のある製品を市場に投入することで、公開買付け者の血圧計における市場シェアの更なる拡大を図り、ひいては対象者の血圧計腕帯の供給量の増加につながるものと考えているとのことです。加えて、公開買付け者と対象者の連携強化に伴い、意思決定が迅速化されることで、常に変化し得る顧客要求や市場変化に対して、これまで以上に臨機応変な対応が実現可能となり、より付加価値の高い製品を提供できるようになるものと考えているとのことです。

また、本取引を通じて公開買付け者が対象者を完全子会社化することで、顧客基盤及び事業領域の拡大に関する共同検討がより円滑なものとなり、機動的かつ迅速に対象者の事業領域を拡大することが可能になることから、対象者の成長スピードは飛躍的に加速することが期待されるとのことです。具体的には、対象者がこれまで十分に事業展開できていなかったメディカルヘルスケア事業における血圧計腕帯以外のディスプレイ腕帯（注1）、次世代血圧計（注2）、リハビリロボット、ウェアラブルデバイス等新しい取組において公開買付け者のこれまでの医療機器分野でのノウハウを活かすことで、新しい事業への取組を加速することができるものと考えているとのことです。新たな市場へ参入することで、対象者は製品開発・技術情報等の新しい知見を得ることができ、その結果対象者が既にビジネス展開している事業領域においても、より顧客のニーズに適した様々な提案を行うことが可能になるものと考えているとのことです。

（注1） 「ディスプレイ腕帯」とは、院内感染対策に有効な使い捨てタイプの血圧測定用の腕帯のことを指すとのことです。

（注2） 「次世代血圧計」とは、新しいセンサーやAI等を駆使した血圧計のことを指すとのことです。

(イ) セーフティシステム事業における新たな自動機の開発力強化及びグローバル営業の拡大

対象者のセーフティシステム事業において、安定的な受注の確保及び将来的な事業拡大のためには、自動化技術の向上、営業エリアの拡大、特に海外からの継続的な受注を生み出すグローバル展開が不可欠となるとのことです。公開買付者及びそのグループ会社は対象者が単独では開拓することが困難であったグローバル規模の事業拠点・販売ネットワーク及び幅広い製品での自動化ノウハウを有しており、今後対象者はこれらの経営資源に容易にアクセスできるようになることから、公開買付者グループの物的・人的リソースを活用することで、対象者の縫製自動機をグローバルな販売チャネルへ迅速に組み込むことが可能になるものと考えているとのことです。さらに、お互いの自動化ノウハウを活かしてAIを活用したより高度な自動化ラインの開発、製造工程のDX（デジタルトランスフォーメーション）（注3）化、システム開発、ロボットSI（注4）の育成・人材派遣事業等に取り組むことで、新製品の開発による受注の増加（それに伴う売上高及び利益の増加）のメリットが期待されるとのことです。

（注3） 「DX（デジタルトランスフォーメーション）」とは、経済産業省により2020年11月に策定され、2024年9月に改訂された「デジタルガバナンス・コード 3.0」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」として定義されているものをいうとのことです。

（注4） 「ロボットSI」とは、ロボットに関するシステムインテグレータを指し、ロボットをはじめとする自動化装置を扱うエキスパートのことをいうとのことです。

(ウ) オムロンブランドを活かした人財確保

対象者においては事業の急速な拡大に伴い海外で活躍できるグローバル人財及びそれらを支える間接部門の人財確保が喫緊の課題となっているとのことです。一方、国内外での人手不足が深刻化しており、人財獲得競争は一層激化しているため、対象者単独で優秀な人財を継続的に確保することは困難な環境にあるとのことです。そうした状況を踏まえ、ヘルスケア領域をはじめとするグローバルの労働市場において一定の評価を受けている公開買付者グループの傘下となることにより、既に一般に広く認知されているグローバルでのオムロンのブランド力を活用して採用活動を強化していくことで、今後の成長に必要な人財を安定的に確保できると考えているとのことです。具体的には、ブランド認知度の向上による求職者への訴求力強化、新卒・中途の採用力向上及びグローバル人財の応募拡大が期待されるとのことです。その結果、対象者の人財獲得におけるリスクを軽減することに加えて、グローバルへの事業展開を力強く後押しするものと考えているとのことです。

上記のシナジー創出に加えて、本取引を通じて対象者株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となるとのことです。その結果、当該上場維持に係るコストや人的リソースを事業活動に集中させることで、上記に記載のとおり新たな事業展開や海外市場への進出といった、時間とコストを要する戦略にもリソースを再配分することが可能となるとのことです。

なお、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになると考えているとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、対象者における人財採用面や対象者の取引先・顧客への影響等で重要となる対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも対象者が上場廃止し、公開買付者の完全子会社となった場合であっても、ブランド力等を失うわけではなく、デメリットは基本的にはないものと考えられることから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。もっとも、世界的に高い知名度を誇るオムロングループの一員になることで、より一層知名度・ブランド力や社会的な信用は高まるものと考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は公正であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 対象者において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した本特別委員会の関与の下、公開買付者との間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること
- (b) 対象者における独立した本特別委員会から取得した2025年12月12日付答申書において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性は確保されると判断されていること
- (c) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている野村證券による対象者株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること
- (d) 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値の910円に対して21.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値839円に対して32.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値811円に対して36.87%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値760円に対して46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、2020年1月1日以降2025年12月12日までに公表し成立した国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例67件（以下「同種事案」といいます。）のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（46.06%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.64%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（52.54%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.65%））との比較において、いずれも参照期間の同種事案における各プレミアムを下回る数字ではあるものの、（ ）公表日の前営業日における終値に対するプレミアムについては、対象者の直近の株価が上昇の基調にある中で数字であるために、同種事案と比較した場合多少なりとも低い率にとどまったものと言えること、（ ）上記の過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、同種事案の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること、（ ）上記の公表日の前営業日、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各終値単純平均値に対するプレミアムが40%未満の同種事案が、それぞれ23件（うち12件はプレミアムが30%未満。）、22件、18件存在しており、本公開買付価格に付された上記のプレミアムは、これらの同種事案と比べて特に低い水準ではないこと、（ ）本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日までの対象者株式の上場来最高値である1,034円（2020年11月27日のザラ場。）に対して7.35%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格には不合理でないプレミアムが付与されていると考えられること
- (e) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること

また、対象者は、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記(a)乃至(e)の点等を踏まえ、本取引を通じて本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると判断したとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議していたとのことです。

また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、特別委員会が2025年12月12日付で対象者取締役会に行った答申内容に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

そして、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有したとのことです。

これを受けて、本特別委員会は、対象者に対して、2025年12月15日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年12月15日以後、2026年5月18日までの事情を勘案しても2025年12月12日付で対象者の取締役会に行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年5月18日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の2026年5月18日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2026年5月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

上記の2025年12月15日開催の取締役会及び2026年5月18日開催の取締役会における決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

【公開買付け後の経営方針】

公開買付者は、本取引後の対象者の経営体制について、対象者の企業文化及び経営の独立性を尊重し、原則として、当面の間は対象者の既存の経営方針・経営体制を継続することを想定しております。また、公開買付者は、上記「(2) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいて対象者株式及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。その上で、公開買付者のグループ会社としての適切なガバナンスの確保の観点から、本取引後、公開買付者の他のグループ会社と同様に、公開買付者グループから役員を派遣する等、公開買付者グループの経営体制やガバナンス体制を踏まえた形への移行に向けた調整を進めることを予定しておりますが、決定した事項はございません。

なお、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の他に、対象者株券等を取得する予定はございません。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本書提出日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）にも該当いたしません。

もっとも、公開買付者が、本応募合意株主との間で、本応募合意株主が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しており、本応募合意株主と対象者の少数株主の利益が必ずしも一致しない可能性があるほか、公開買付者が本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

（注1） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みずほ証券は、公開買付者グループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して公開買付者グループ及び対象者との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、公開買付者の親会社及び対象者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を実施しておりますが、本公開買付けを含む本取引に関して公開買付者グループ及び対象者との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。公開買付者は、対象者の株式価値算定にあたり適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定いたしました。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれております。公開買付者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に公開買付者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。なお、公開買付者は、公開買付者及び対象者において本公開買付けの公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置が実施されており、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、みずほ証券から本公開買付価格が公開買付者にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書（みずほ証券）において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：760円から910円
類似企業比較法：809円から1,014円
DCF法：833円から1,222円

市場株価基準法では、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値910円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値839円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値811円及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値760円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を760円から910円と算定しております。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む、メディカルヘルスケア関連及びセイフティシステム関連業界に属する上場会社4社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を809円から1,014円と算定しております。

DCF法では、対象者から提供を受けた本事業計画を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が対象者に対して2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2026年3月期第2四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値

の範囲を833円から1,222円と算定しております。なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味しておりません。また、当該事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において生産能力増強を目的とした新工場建設や子会社における省人化投資、生産現場拡張投資の一過性の成長投資を見込んでいるため、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローが59.8%減少することを見込んでおり、2027年3月期においては、設備投資額が減少することを主因として、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローが41.0%増加することを見込んでおります。

(注) みずほ証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による算定時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の算定は、2025年12月12日までの上記情報を反映したものです。

対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式価値の算定を依頼し、2025年12月12日付で本株式価値算定書(野村證券)を取得したとのことです。なお、野村證券は、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置(具体的な内容については、「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。)を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

なお、本取引に係る野村證券の報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことですが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

() 対象者株式に係る算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値を多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所グロース市場に上場していることから市場株価平均法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。

野村證券によれば、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：760円～910円
DCF法：886円～1,951円

市場株価平均法においては、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日終値910円、直近5営業日の終値の単純平均値884円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値839円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値811円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値760円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、760円から910円と算定しているとのことです。

DCF法においては、本事業計画、対象者の2026年3月期第2四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年10月1日以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、さらに対象者が保有する現金同等物等の価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を886円から1,951円と算定しているとのことです。

野村證券がDCF法で算定の前提とした本事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期において生産能力増強を目的とした新工場建設や子会社における省人化投資、生産現場拡張投資の一過性の成長投資を見込んでいるため、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（対前年比57%減少）を見込んでおり、2027年3月期においては、設備投資額が減少することを主因として、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（対前年比83%）を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び対象者から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含むとのことです。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定への依頼も行っていないとのことです。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含むとのことです。）については、対象者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は2025年12月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

() 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されていることから、対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するとのことです。対象者は、2025年12月15日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しているとのことです。

対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、森・濱田松本法律事務所は、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所の独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、森・濱田松本法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2025年8月13日開催の対象者取締役会における決議により本特別委員会を設置するに際し、本取引に関する検討（対象者株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含むとのことです。）を行うため、いずれも本応募合意株主及び公開買付者らからの独立性が認められる対象者の取締役である松川浩一氏及び対象者の従業員2名により構成される独立チームを併せて設置し、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

() 設置等の経緯

上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2025年8月13日に開催された取締役会における決議により、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した錦見光弘氏（対象者独立社外監査役）、佐々木豊氏（対象者独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（対象者独立社外監査役）の3氏から構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、林則栄氏（対象者常勤監査役）は2025年6月26日の定時株主総会で常勤監査役を辞任しており、他に対象者に独立役員は存在しないことから、本特別委員会は当該3氏から構成されているとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として錦見光弘氏が選定されているとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されていないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

その上で、対象者は取締役会における決議により、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。

また、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでないと判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないと判断した場合には、対象者取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議しているとのことです。併せて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、()対象者が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含むとのことです。）、()本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担するとのことです。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含むとのことです。）すること、()本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めると、()対象者グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、()その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与しているとのことです。

() 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月13日より同年12月12日までの間に合計15回、合計約11時間にわたって開催されたほか、各会日間においても必要に応じて電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、2025年8月13日、野村證券及び森・濱田松本法律事務所について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認の上、それぞれ、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としても、必要に応じて、野村證券及び森・濱田松本法律事務所から専門的助言を受けることを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、対象者が本事業計画を公開買付者に開示するにあたって、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認したとのことです。

また、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、公開買付者に対し、質問事項を提示し、公開買付者が本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、対象者の事業に関する評価、本取引の諸条件、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面により質疑応答を実施するとともに、後藤秀隆氏に対しても、対象者の経営状況及び経営課題、本取引を検討するに至った背景及び本取引の意義等についてインタビュー形式により質疑応答を実施したとのことです。

さらに、上記「対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券は、本事業計画を前提として対象者株式の株式価値の算定を実施しているとのことですが、本特別委員会は、野村證券から、株式価値の算定結果とともに、対象者の株式価値の算定方法、当該算定方法を選定した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者と公開買付者との交渉方針について、野村證券から意見を聴取した上で、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえ、公開買付者からより高い価格を引き出すために、相互に独立した第三者間のM & Aで行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む交渉方針について審議・検討するとともに、2025年9月29日に公開買付者より本公開買付価格を950円とする法的拘束力のない本意向表明書を受領して以降、本特別委員会が公開買付者から本公開買付価格に関する提案を受領する都度、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討し、公開買付者との間で本公開買付価格に関する交渉過程に実質的に関与したとのことです。

() 判断の内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、並びに野村證券から受けた財務的見地からの助言及び2025年12月12日付で提出を受けた本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2025年12月12日付答申書を提出しているとのことです。

(a) 答申内容

ア．対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議するべきであると考える。

イ．対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付けが成立した後ににおける公開買付者による対象者の完全子会社化の決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(b) 答申理由

ア．諮問事項（本取引を実施することの是非（本公開買付けについて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否か）を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと。）

（ア）対象者の企業価値の向上に資するか否か

a．対象者を取り巻く事業環境及び対象者の経営課題

- ・上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の対象者を取り巻く事業環境及び対象者の経営課題に関して、本特別委員会としても同様の認識を有している。
- ・上記の経営課題は、国際情勢の変化など、一過性とはいえない中長期的な事象を内容としており、その対応においては、抜本的かつ実効的な施策を迅速に遂行していくことが急務であると認められる。
- ・対象者は、縫製技術の自動化、省人化を図るとともに、縫製品においては、血圧計腕帯のほか、カーシート及びエアバッグの事業拡大を重点課題として企業価値の最大化に努めているが、上記のような激しく変化する国際情勢やそれに伴う抜本的かつ実効的な経営改革の必要性を踏まえ、対象者単体で上場を維持したまま、かかる改革に取り組むための実行力は必ずしも十分とはいえない。

b．本取引のシナジーその他のメリット

- ・上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の対象者の現在の事業環境及び経営課題に関する公開買付者の認識については、本特別委員会としても同様の認識を有している。
- ・上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 判断の内容」記載の対象者が本取引を通じて創出することが可能と考えているシナジー及びメリットは、対象者と公開買付者のこれまでの関係性、対象者の縫製技術や自動化設備と、公開買付者のグローバル展開力・ブランド力を踏まえれば、いずれも本取引による公開買付者との協働を通じて創出することが可能であると合理的と考えられるものといえる。

c．本取引のデメリット

- ・上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 判断の内容」記載のとおり、対象者の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、対象者における人財採用面や対象者の取引先・顧客への影響等で重要となる対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも対象者が上場廃止し、公開買付者の完全子会社となった場合であっても、ブランド力等を失うわけではなく、デメリットは基本的にはないものと考えられることから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えられる。加えて、上記に記載のとおり、世界的に高い知名度を誇るオムロングループの一員になることで、より一層知名度・ブランド力や社会的な信用は高まるものと考えられる。

d．小括

- ・以上を踏まえると、本取引の目的に関する対象者及び公開買付者の認識は、本特別委員会としても合理的と考えるものであり、本取引は対象者グループ全体の企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理性を有すると認められる。

（イ）取引条件の公正性

a．独立した第三者算定機関による株式価値算定の結果

- ・上記「 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 対象者株式に係る算定の概要」記載のとおり、野村證券は、対象者株式の株式価値の算定を行った。
- ・本特別委員会は、野村證券から、上記算定結果とともに、対象者の株式価値の算定方法、当該算定方法を選択した理由、各算定方法の内容及び重要な前提条件、対象者株式の株価推移及び出来高分析、最近の同種事例におけるプレミアムの水準等について説明を受け、その内容や当該算定の重要な前提について質疑応答を行った上で、その合理性を確認した。
- ・本特別委員会は、2025年9月4日開催の特別委員会において、対象者執行部から、本事業計画の内容、作成経緯並びに前提事実の説明を受け、森・濱田松本法律事務所及び野村證券の助言も踏まえ、本事業計画の内容、作成経緯及びその重要な前提の合理性について議論の

上、本事業計画を承認しており、本株式価値算定書（野村證券）の前提となった本事業計画は、その前提条件、作成経緯及び対象者の現状に照らして合理的であると認められる。

- ・以上のとおり、本株式価値算定書（野村證券）の算定内容は、合理的なものであると考えられる。
- b. 交渉過程・価格決定プロセス
 - ・対象者及び本特別委員会は、2025年9月29日付で、本公開買付けにおける本公開買付価格について950円とする公開買付者の初回提案を受けた上で、野村證券による対象者の株式価値の試算結果等の説明を踏まえ、質疑応答を行うとともに、野村證券の財務的観点からの助言及び森・濱田松本法律事務所の法的観点からの助言を踏まえて検討し、公開買付者に対して計6回にわたり、価格の引上げを要請するとともに、公開買付者の価格提案の前提等につき確認を求めた。
 - ・対象者及び本特別委員会は、複数回の公開買付者との交渉を経て、2025年12月12日、本公開買付価格を1,110円とすることを応諾した。
 - ・以上を踏まえれば、本公開買付価格については、公正な交渉過程の結果によるものと評価できる。
- c. 取引の方法の合理性
 - ・本取引は、現金を対価とする公開買付け及びその後の本スクイーズアウト手続による二段階買収という方法が想定されている。
 - ・公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除く。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を予定しているところ、本スクイーズアウト手続により少数株主に交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同額となることが予定されている。よって、本取引の方法に不合理な点は認められない。
- d. 本公開買付価格の公正性
 - ・以下の観点を踏まえれば、本公開買付価格は公正な価格であると認められる。
 - ・対象者において、下記「（ウ）手続の公正性」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した本特別委員会の関与の下、本公開買付価格を可能な限り高めるために、公開買付者との間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること。
 - ・上記a.「独立した第三者算定機関による株式価値算定の結果」に記載されている野村證券による対象者株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回り、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること。
 - ・本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値910円に対して21.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値839円に対して32.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値811円に対して36.87%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値760円に対して46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、同種事案のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（46.06%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.64%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（52.54%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.65%））との比較において、いずれも参照期間の同種事案における各プレミアムを下回る数字ではあるものの、（ ）公表日の前営業日における終値に対するプレミアムについては、対象者の直近の株価が上昇の基調にある中での数字であるために、同種事案と比較した場合多少なりとも低い率にとどまったものと言えること、（ ）上記の過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、同種事案の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること、（ ）上記の公表日の前営業日、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各終値単純平均値に対するプレミアム率が40%未満の同種事案が、それぞれ23件（うち12件はプレミアム率が30%未満。）、22件、18件存在しており、本公開買付価格に付された上記のプレミアムは、これらの同種事案と比べて特に低い水準ではないこと、（ ）本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日までの対象者株式の上場来最高値である1,034円（2020年11月27日のザラ場。）に対して7.35%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格には不合理でないプレミアムが付与されていると考えられること。
 - ・下記「（ウ）手続の公正性」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること。

- e. 本新株予約権買付価格の公正性
 - ・本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記d.の点等を踏まえ、本取引を通じて本新株予約権者が享受すべき利益が確保された妥当な価格であるといえる。
 - f. 小括
 - ・以上を踏まえると、対象者の少数株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性は確保されていると考えられる。
- (ウ) 手続の公正性
- a. 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
 - ・上記「公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者グループ及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書（みずほ証券）を取得したとのことである。
 - b. 対象者による独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
 - ・上記「対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月12日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得した。
 - c. 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
 - ・上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2025年8月13日に開催された取締役会における決議により、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した錦見光弘氏（対象者独立社外監査役）、佐々木豊氏（対象者独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（対象者独立社外監査役）の3氏から構成される本特別委員会を設置した。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として錦見光弘氏が選定された。
 - ・その上で、対象者は取締役会における決議により、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問した。
 - ・また、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでない判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないと判断した場合には、対象者取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議した。併せて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、()対象者が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含む。）、()本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担する。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること、()特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めること、()対象者グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、()その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項に関する権限を付与している。
 - ・したがって、本特別委員会は、独立した立場から少数株主の利益を保護すべく適正な構成とされているといえ、また、対象者取締役会が、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を行う仕組みが担保されており、さらに、本特別委員会が有効に機能するために必要な権限等が付与されているものと考えられる。
 - d. 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得
 - ・対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。
 - e. 対象者における独立した検討体制の構築

- ・対象者は、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を対象者の社内に構築した。具体的には、対象者は、2025年8月13日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するに際し、本取引に関する検討（対象者株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含む。）を行うため、いずれも本応募合意株主及び公開買付者らからの独立性が認められる対象者の取締役である松川浩一氏及び対象者の従業員2名により構成される独立チームを併せて設置し、現在に至るまでかかる取扱いを継続している。
- f. 利害関係を有する取締役の取締役会における審議・決議及び本取引の検討・交渉過程からの除外
 - ・対象者の代表取締役社長CEO（兼社長執行役員）である後藤秀隆氏については、公開買付者が同氏との間で本応募契約を締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、2025年12月15日に開催予定の本公開買付けに対する意見表明を審議する対象者取締役会についてもその審議及び決議に同氏を関与させない予定である。また、後藤秀隆氏は、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。
- g. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置
 - ・公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日としているものの、本公開買付けの開始予定を公表した2025年12月15日から本公開買付けの開始予定である2026年6月下旬までの期間は約6ヶ月と長期にわたる予定であるため、対象者の少数株主の本公開買付けに対する応募についての判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は適切に確保されていると考えられる。また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていないとのことであり、このように、上記の期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていると認められる。
- h. マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定
 - ・公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に相当する下限を設定しない予定とのことである。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限の設定は、公開買付者と利害関係のない少数株主の意思を尊重して、その過半数が本公開買付価格に同意し、これを承認したという事実をもって、本公開買付価格の公正性を裏付けるという意義を有するとされる。他方、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限を設定すると公開買付けの成否を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるとされる。
 - ・上記のとおり、本取引では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行っていなくとも、本取引の公正性が否定されるものではないと考えられる。
- i. 適切な情報開示
 - ・各当事者は、それぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を得て適切な開示を行う予定である。
- j. 本スクイズアウト手続の適法性・強圧性の排除
 - ・本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、本スクイズアウト手続の適法性も確保されているといえる。

k. 公正性を疑わせるその他の事情の不存在

- ・以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。

l. 小括

- ・以上の点を検討の上、本特別委員会は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するための手続として十分な公正性担保措置が実施されており、対象者の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められると考える。

(エ) 結論

以上によれば、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられ、本取引の取引条件には公正性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められるため、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議するべきである。

イ. 諮問事項 (対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること。)

上記ア.のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられ、本取引の取引条件には公正性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められ、その他、対象者の少数株主にとって不利益となるような事情も認められないため、対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、また、本公開買付けが成立した後における公開買付者による対象者の完全子会社化の決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

() 2025年12月12日付答申書提出後の検討の経緯及び判断内容

対象者は、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2025年12月12日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

本特別委員会は、かかる取締役会決議を受け、2025年12月15日以降も、対象者から台湾及びベトナムの競争法令に基づく必要な手続の状況及びその進捗について電子メールや口頭でのやり取りを通じて報告及び情報共有を受け、対応方針の確認等を行ったとのことです。また、本特別委員会は、2025年12月15日以降も計4回、合計約3時間にわたって開催され、これらの事項について共有を受けるとともに、2025年12月12日付答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないかについて真摯に検討を重ねたとのことです。

そして、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有したとのことです。

これを受けて、本特別委員会は、対象者に対して、2025年12月15日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年12月15日以後、2026年5月18日までの事情を勘案しても2025年12月12日付で対象者の取締役会に行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年5月18日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の2026年5月18日付答申書を提出したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、2025年12月12日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役全員の一致（後藤秀隆氏を除く対象者の取締役2名の全員一致）で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、本公開買付けについては、本公開買付前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合（なお、公開買付者は、その任意の裁量により、本公開買付前提条件の全部又は一部を放棄できます。）に、本公開買付けを速やかに開始することが予定されており、2025年12月15日当時、公開買付者は、国外の関係当局における手続及び対応に要する期間を正確に予想することは困難であるものの、2026年6月下旬を目途に本公開買付けの開始を目指しておりました。このため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2025年12月12日付答申書の内容に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

そして、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領した後、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、本特別委員会から提出された2026年5月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役全員の一致（後藤秀隆氏を除く対象者の取締役2名の全員一致）により、改めて本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の2026年5月18日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長CEO（兼社長執行役員）である後藤秀隆氏については、公開買付者が同氏との間で本応募契約を締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、()本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、()株式売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、また、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の皆様に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に本新株予約権者が所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

また、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日と設定していますが、本公開買付けの開始予定を公表した2025年12月15日から本公開買付けの開始までの期間は約5ヶ月にわたるため、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断を行う機会が確保されているものと考えており、かかる機会が確保されていることをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとするための本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

株式等売渡請求

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対して、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からはその所有する対象者株式の全てを取得し、売渡新株予約権者からはその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主が所有していた対象者株式及び売渡新株予約権者が所有していた本新株予約権の対価として、当該各売渡株主に対しては対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たり本新株予約権買付価格と同額の金銭をそれぞれ交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会において、かかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する少数株主や新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式及び本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です（本書提出日現在において、公開買付者は、2026年8月中旬を目途に本臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です）。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記及びの各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、各割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、会社法第180条に規定する株式併合に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は会社法第179条に規定する株式等売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合（ただし、会社法第180条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する特別支配株主が売渡株式等を取得する日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限りです。）には、対象者取締役会の決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、当該時点において所有する本譲渡制限付株式の数に、本譲渡制限付株式の割当決議日の属する月（ただし、割当対象者が取締役を兼務しない執行役員の場合には、当該割当決議日の属する事業年度の開始日を含む月とします。）から上記承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除するとされており、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされており、そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記各割当契約書の(a)の

規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式等売渡請求又は株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】

本書提出日現在、対象者株式は、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後に、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続を実行することを予定しており、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）

公開買付者は、2025年12月15日付で、後藤倫啓氏と後藤匡啓氏（以下、後藤倫啓氏、後藤匡啓氏を個別に又は総称して「後藤倫啓氏・後藤匡啓氏」といいます。）との間で、本公開買付けが開始された場合、後藤倫啓氏が所有する対象者株式3,600,000株（所有割合：16.65%）、後藤匡啓氏が所有する対象者株式3,600,000株（所有割合：16.65%）の全てをそれぞれ本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）」）と締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しております。また後藤倫啓氏・後藤匡啓氏は、本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の締結日後、応募対象株式の譲渡、担保設定その他の一切の処分及び対象者株式及び対象者の新株予約権の買増し又は買増しのための契約を締結しない旨を合意しております。本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となった場合に終了いたします。また、本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）において、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏は、それぞれ、以下の事由が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除しない義務を履行するものとされています。なお、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏は、それぞれ、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

- ・公開買付者の表明及び保証（注1）について重要な点において全て真実かつ正確であること。
- ・本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）に定める公開買付者の義務が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ・公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと。

また、上記のほか、本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）においては、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏の表明保証条項、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏及び公開買付者の義務（注2）、契約の解除事由（注3）、一般条項が規定されています。

- (注1) 本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)公開買付者による本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の適法かつ有効な締結及び履行、(c)公開買付者に対する本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の強制執行可能性、(d)公開買付者による本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(e)公開買付者による本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者と反社会的勢力との関係の不存在、並びに(g)公開買付者の倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っています。

- (注2) 本応募契約(後藤倫啓氏・後藤匡啓氏)において、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏及び公開買付者は、(a) 秘密保持義務、(b)本応募契約(後藤倫啓氏・後藤匡啓氏)上の地位に基づく権利義務の譲渡禁止義務、(c)補償義務等を負っています。
- (注3) 本応募契約(後藤倫啓氏・後藤匡啓氏)は、(a)相手方当事者の表明保証又は義務の重大な違反があることが判明した場合、(b)相手方当事者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合、(c)本応募契約(後藤倫啓氏・後藤匡啓氏)の前提条件の全部又は一部が満たされないことが明らかになった場合に解除することができるものとされています。

なお、本応募契約(後藤倫啓氏・後藤匡啓氏)以外に、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて後藤倫啓氏・後藤匡啓氏が応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から後藤倫啓氏・後藤匡啓氏に対して供与される利益は存在しません。

本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)

公開買付者は、2025年12月15日付で、ゴトウホールディングと後藤秀隆氏(以下、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏を個別に又は総称して「ゴトウホールディング・後藤秀隆氏」といいます。)との間で、本公開買付けが開始された場合、ゴトウホールディングが所有する対象者株式2,000,000株(所有割合:9.25%)、後藤秀隆氏が所有する対象者株式1,880,000株(所有割合:8.69%)の全てをそれぞれ本公開買付けに応募する旨の応募契約(以下「本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)」)と締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しております。またゴトウホールディング・後藤秀隆氏は、本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)の締結日後、応募対象株式の譲渡、担保設定その他の一切の処分及び対象者株式及び対象者の新株予約権の買増し又は買増しのための契約を締結しない旨を合意しております。本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となった場合に終了いたします。また、本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)において、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏は、それぞれ、以下の事由が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除しない義務を履行するものとされています。なお、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏は、それぞれ、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

- ・公開買付者の表明及び保証(注1)について重要な点において全て真実かつ正確であること。
- ・本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)に定める公開買付者の義務が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ・公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと。

また、上記のほか、本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)においては、表明保証条項、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏及び公開買付者の義務(注2)、契約の解除事由(注3)、一般条項が規定されています。

- (注1) 本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)公開買付者による本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)の適法かつ有効な締結及び履行、(c)公開買付者に対する本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)の強制執行可能性、(d)公開買付者による本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(e)公開買付者による本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者と反社会的勢力との関係の不存在、並びに(g)公開買付者の倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っています。
- (注2) 本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)において、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏及び公開買付者は、(a)秘密保持義務、(b)本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)上の地位に基づく権利義務の譲渡禁止義務、(c)補償義務等を負っています。
- (注3) 本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)は、(a)相手方当事者の表明保証又は義務の重大な違反があることが判明した場合、(b)相手方当事者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合、(c)本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)の前提条件の全部又は一部が満たされないことが明らかになった場合に解除することができるものとされています。

なお、本応募契約(ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)以外に、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてゴトウホールディング・後藤秀隆氏が応

募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からゴトウホールディング・後藤秀隆氏に対して供与される利益は存在しません。

(7) 【その他公開買付けに関する重要な事項】

本公開買付けに関連して、公開買付者が本スクイズアウト手続以外に実施を予定している公開買付関連取引はありません。また、その他に公開買付者、本公開買付け又は公開買付関連取引に関して、投資者が本公開買付けへの応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報はありません。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年5月19日(火曜日)から2026年6月15日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	2026年5月19日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2026年6月29日(月曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 オムロンヘルスケア株式会社
京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地
075-925-2000
執行役員 経営統轄部長 野田 達大
確認受付時間 平日 9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金1,110円
新株予約権証券	本新株予約権1個につき 金717,600円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	18,459,288 (株)	11,230,300 (株)	(株)
合計	18,459,288 (株)	11,230,300 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,230,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,230,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である18,459,288株を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(21,624,488株)から、本書提出日現在の公開買付者が所有する対象者株式の数(3,165,200株)を控除した株式数(18,459,288株)です。
- (注3) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

6 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	184,592
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	2,016
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月19日現在)(個)(d)	31,652
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月19日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	213,665
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	85.36
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(18,459,288株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の目的となる対象者株式の数(201,600株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月10日に提出した第44期半期報告書に記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(21,624,488株)に係る議決権の数(216,244個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

7【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

台湾2002年公平交易法

公開買付者は、台湾の2002年公平交易法（その後の改正を含みます。）に基づき、台湾公平交易委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。台湾公平交易委員会が本株式取得に対する審査権限を行使することを決定した場合には、当該届出が正式に受理された日から一定の待機期間（原則30日間ですが、さらに最長で60日間まで延長される場合もあります。）内に台湾公平交易委員会が本株式取得の禁止等の措置をとらなければ、公開買付者は、上記の待機期間が満了した後に本株式取得を行うことができます。また、台湾公平交易委員会が本株式取得に対する審査権限を行使しないことを決定した場合には、その決定の後に本株式取得を行うことができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年12月18日（現地時間）付で台湾公平交易委員会に提出され、その後、2026年1月21日（現地時間）付で、台湾公平交易委員会から、本株式取得については競争制限に係る懸念を生じないため、待機期間を短縮する旨の文書が発出されました。公開買付者は、2026年1月22日（現地時間）付で当該文書を受領し、本株式取得の承認がなされたことを確認しています。

ベトナム競争法

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年12月3日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出され、2026年1月8日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日当該通知を受領しております。その後、ベトナム国家競争委員会から、2026年2月6日（現地時間）付で、当該届出が正式審査に付されたことを通知する文書が発出されました。さらに、ベトナム国家競争委員会から、2026年3月20日（現地時間）付で、追加の情報及び資料の提出を要求する文書が発出され、それを受け、公開買付者及び対象者は、2026年4月7日（現地時間）付で、当該文書にて要求された情報及び資料を提出しております。その後、2026年5月5日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から本株式取得を承認することを決定する旨の通知が発出され、公開買付者は、同月7日（現地時間）に当該通知を受領し、本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	台湾	台湾公平交易委員会	2026年1月21日	公製字第1151360019号
	ベトナム（注）	ベトナム国家競争委員会	2026年5月5日	121/Q -CT

(注) 当該クリアランスの取得の条件として、オムロン及びその連結子会社並びに対象者及びその連結子会社は、ベトナム国内市場における完成品医療機器全般（血圧計等）の販売価格及び製品価格の変動や、関連する顧客との商取引契約の履行状況についてベトナム国家競争委員会に報告すること、ベトナムにおける研究開発能力の強化や、生産性向上・原価低減等を通じた血圧計等の安定的な供給の維持等を含む、本取引の肯定的影響を強化する計画について報告すること、本取引から3年ごとに、当該条件の遵守状況について報告すること及びベトナム競争法を遵守することが必要とされております。

8【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

本公開買付けに応募しようとする方（対象者の株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受け付けは行いません。

本公開買付けに係る対象者株式の応募の受け付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の対象者株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」を併せてご提出ください。「譲渡承認書」、新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類及び「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、本新株予約権の応募の受け付けを行いません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類（注1）が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、外国人株主からの応募の受け付けを行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されません。

(注1) マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要になります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかのマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、マイナンバー（個人番号）をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類が必要になります。

個人番号確認書類 +	本人確認書類	マイナンバーカード (個人番号カード) (両面) 顔写真付き	<p style="text-align: center;">通知カード</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 <p style="text-align: center;">又は</p> <p>b. 以下のいずれかの書類2つ (a. の提出が困難な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・各種健康保険の「資格確認書」 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等
		<p style="text-align: center;">マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 <p style="text-align: center;">又は</p> <p>b. 以下のいずれかの書類1つ (a . の提出が困難な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険の「資格確認書」 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等 	

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）（両面）をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバー（個人番号）確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。
- ・2020年2月4日以降に発給申請された旅券（パスポート）には、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。

法人株主の場合 「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの））が必要になります。なお、登記されている法人株主の場合は、公開買付代理人にて登記情報提供サービスを使用し、法人株主の登記情報を取得いたしますので、上記本人確認書類のご提出は不要です。登記されていない法人株主の場合は、所在地・名称・代表者名が記載されている本人確認書類、事業内容が記載されている書類が必要になります。また、法人自体の本人確認書類に加え、

取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類が必要となります。公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になる場合があります。

外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（ 1 ）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（ 2 ））が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ 3 ）が必要となります。

- （ 1 ） 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として住所の記入欄がある旅券（パスポート）の提出をお願いいたします。
- （ 2 ） 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。
- （ 3 ） 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

（注 2） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、復代理人である楽天証券株式会社のウェブサイト（<https://www.rakuten-sec.co.jp/>）にログイン後、「国内株式」「株式公開買付（TOB）」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、応募してください。

対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座（以下「応募株主等口座（復代理人）」といいます。）に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、復代理人に開設した応募株主等口座（復代理人）へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

復代理人に証券総合取引口座を開設していない応募株主等は、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類等（注 3）が必要となります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注 4）。

応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注3) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類について

復代理人である楽天証券株式会社において新規に個人株主が証券総合取引口座を開設して応募される場合には、マイナンバー（個人番号）を確認する書類及び本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要になります。また、法人株主の証券総合取引口座の開設には履歴事項全部証明書（法人番号）と取引責任者の本人確認書類が必要となります。なお、復代理人において既に証券総合取引口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）を確認する書類又は法人番号及び本人確認書類が必要な場合があります。

なお、マイナンバー（個人番号）を確認する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは復代理人のホームページ（<https://www.rakuten-sec.co.jp/>）にてご確認ください。なお、公開買付期間中に新規に証券総合取引口座を開設される場合は、復代理人にお早目にご相談ください。

(注4) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(楽天証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、復代理人のウェブサイト（<https://www.rakuten-sec.co.jp/>）にログイン後、「国内株式」「株式公開買付（TOB）」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、解除手続を行ってください。

解除の申出を受領する権限を有する者

楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

9【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	20,446,868,880
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	70,000,000
その他(c)	5,300,000
合計(a) + (b) + (c)	20,522,168,880

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(18,459,288株)から、本新株予約権252個の目的となる対象者株式の数(201,600株)を控除した株式数(18,257,688株)に本公開買付価格(1,110円)を乗じた金額(20,266,033,680円)及び本新株予約権の合計数(252個)に本新株予約権買付価格(717,600円)を乗じた金額(180,835,200円)の合計額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
電気機器	オムロン株式会社 (京都市下京区塩小路通堀川東入 南不動堂町801番地)	買付け等に要する資金相当額の借入 弁済期：未定 金利：未定 担保：無担保	20,600,000
計(c)			20,600,000

(注) 公開買付者は、上記金額に相当する融資の裏付けとして、2026年5月18日付で、公開買付者の親会社であるオムロンより、公開買付者に対して20,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。なお、当該融資契約において貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。公開買付者は、オムロンが2026年5月13日に公表した「2026年3月期 決算短信〔米国基準〕(連結)」に記載された2026年3月31日現在の連結財務諸表により、オムロンが当該融資金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

20,600,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

10 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

1 1 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目 6 番21号

(2) 【決済の開始日】

2026年 6 月19日（金曜日）

（注） 法第27条の10第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2026年 7 月 3 日（金曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座（復代理人）へお支払いいたします。

(4) 【株券等の返還方法】

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類（上記「8 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の（みずほ証券株式会社から応募される場合）の に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、復代理人は、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,230,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,230,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号、府令第26条第4項第3号乃至第5号及び第7号並びに令第14条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき重要な事項」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「8 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第6項第1号又は第3号で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
2003年7月	オムロン株式会社がヘルスケア事業を分社し、株式会社オムロン ライフサイエンス研究所と統合し公開買付者（オムロンヘルスケア株式会社）を設立
2005年6月	コーリンメディカルテクノロジー株式会社の全株式を取得 株式譲渡契約の締結は5月
2006年7月	オムロンコーリン株式会社を設立（社名変更）
2007年3月	ベトナム工場：OMRON Healthcare Manufacturing Vietnam Co., Ltd.を設立 3月開所式 12月生産開始
2009年9月	血圧計の累計販売台数がグローバルで1億台を突破
2010年11月	インドの営業拠点 OMRON Healthcare India Private Limitedを設立
2011年10月	本社を京都府向日市に移転
2012年4月	国内生産関係会社であるオムロン松阪株式会社を経営統合
2012年7月	株式会社NTTドコモとドコモ・ヘルスケア株式会社を設立 設立時の持ち株比率は34%
2014年10月	ブラジル NS Indústria de Aparelhos Médicos Ltda.（NS）を買収
2016年11月	血圧計の累計販売台数がグローバルで2億台を突破
2016年12月	オムロンコーリン株式会社の全株式をフクダ電子株式会社に譲渡 2017年1月にフクダコーリン株式会社に社名を変更
2017年3月	心疾患の診断と治療の支援サービス及び商品を提供するAliveCor, Incと資本業務提携を実施
2018年6月	Omron Healthcare Europe（オランダ）を通じて3A Healthcare S.r.l.（イタリア）の株式取得に合意
2019年11月	アストラゼネカPLC（AstraZeneca）と呼吸器、循環器、代謝領域の疾患管理ソリューションの開発に関する戦略提携に合意
2020年2月	ブラジル（サンパウロ州ジュンディアイ市）に新工場を設立
2021年9月	血圧計の累計販売台数がグローバルで3億台を突破
2023年3月	Omron Healthcare Europe（オランダ）がフランスの製薬企業Servierグループ（Servier）と戦略パートナーシップを締結
2024年4月	オランダを中心に遠隔診療サービスを提供するLuscii Healthtech BV社を買収
2025年9月	血圧計の累計販売台数がグローバルで4億台を突破
2025年9月	JSR株式会社と貼付型ホルター心電計サービス事業「Heartnote®」の事業承継契約を締結
2025年11月	韓国でウェアラブルデバイスを提供するSky Labs Co., Ltd.と戦略パートナーシップを締結

【会社の目的及び事業の内容】

（会社の目的）

1. 医療用具の製造、販売および賃貸
2. 健康用機械器具の製造および販売
3. コンピューターソフトウェアの開発、製造および販売
4. 前各号に付帯または関連するシステムの構築およびコンサルティング
5. 前各号の製品・ソフトウェア、システム等に関する修理、保守サービスの提供および受託
6. 電子機械用部品の検査装置および民生用センサの開発
7. 情報通信、情報処理および情報提供のサービス
8. 人間・文化・生活・健康に関するテーマの情報収集、分析、情報提供ならびに文化施設の管理、運営
9. 医薬品の販売
10. 動物用医療機械器具の製造、販売および賃貸
11. 前各号に付帯する一切の業務

（事業の内容）

家庭用・医療用健康機器の開発・販売
 健康管理ソフトウェアの開発・販売
 健康増進サービス事業など

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年5月19日現在

資本金の額	発行済株式の総数
5,021,442,802円	102,980株

【大株主】

2026年5月19日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
オムロン株式会社	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町 801番地	102,980	100.00
計		102,980	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年5月19日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		岡田 歩	1972年6月15日	2007年4月 公開買付者 入社 2014年4月 同社 商品事業統轄部 医療商品事業部長 就任 2015年4月 同社 グローバル事業企画部 Earth Stage戦略推進部長 就任 2017年4月 同社 データヘルスケア事業本部 サービス事業部長 就任 2019年4月 同社 経営統轄部長 就任 2021年4月 同社 執行役員 就任 2022年4月 オムロン株式会社 執行役員 就任 2023年3月 公開買付者 代表取締役社長(現任) 2023年4月 オムロン株式会社 執行役員常務 就任(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)		竹田 誠治	1967年 6 月12日	1990年 4 月 2003年 7 月 2006年 7 月 2012年10月 2017年 3 月 2018年 4 月 2023年 3 月 2023年 4 月 2024年 4 月	オムロン株式会社 入社 公開買付者 経営戦略部長 兼 広報渉外部長 就任 オムロン ヘルスケア中国 副総経 理 就任 オムロン ヘルスケア米国 CEO 兼 オムロン ヘルスケアブラジ ル 社長 就任 オムロン株式会社 グローバル戦略 本部 経営戦略部長 就任 同社 執行役員 就任 公開買付者 取締役(現任) オムロン株式会社 執行役員常務 CFO 兼 グローバル戦略本部長 就任 同社 執行役員専務 CFO 兼 グ ローバル戦略本部長 就任(現任)	
取締役 (非常勤)		田茂井 豊晴	1969年 1 月13日	1991年 4 月 2011年 9 月 2013年 3 月 2016年 7 月 2022年 3 月 2022年 4 月 2022年 6 月	オムロン株式会社 入社 公開買付者出向 理財部長 就任 OMRON HEALTHCARE, INC.(U.S.A.) Vice President 就任 オムロン株式会社 グローバル理財 本部 経理部長 就任 同社 グローバル理財本部長 就任 同社 執行役員 就任(現任) 公開買付者 取締役(現任)	
監査役 (非常勤)		山中 功	1971年 2 月23日	1994年 4 月 2012年 4 月 2017年 4 月 2018年 7 月 2018年10月 2022年 3 月 2024年12月 2024年12月	オムロン株式会社 入社 オムロン ソーシャルソリューショ ンズ株式会社 交通事業統括部 担 当課長 就任 同社 新事業推進統括部長 就任 オムロン株式会社 電子統括事業本 部長 出向 オムロン ソーシャルソリューショ ンズ株式会社 IoTソリューション 事業本部長 就任 オムロン阿蘇株式会社 代表取締役 社長 就任 オムロン株式会社 グローバル監査 室長 就任 公開買付者 監査役(現任)	
計						

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第21期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日）及び第22期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第21期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日）及び第22期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の計算書類について、公開買付者の会計監査人である有限責任監査法人トーマツより監査を受けておりますが、本書に記載する公開買付者の第21期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日）及び第22期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第21期事業年度 (2024年3月31日)	第22期事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
売掛金	10,553	9,695
受取手形	40	3
製品	3,764	3,272
仕掛品	277	185
原材料	4,632	5,148
貯蔵品	305	305
短期貸付金	27,760	31,228
前渡金	282	177
前払費用	249	313
未収入金	3,968	3,312
その他	180	213
流動資産合計	52,010	53,851
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,905	3,710
構築物	95	107
機械及び装置	497	383
車両運搬具	2	3
工具、器具及び備品	357	382
土地	2,194	2,194
建設仮勘定	98	141
有形固定資産合計	7,148	6,921
無形固定資産		
ソフトウェア	3,724	3,391
特許権	3	2
その他	12	10
無形固定資産合計	3,740	3,403
投資その他の資産		
投資有価証券	3,795	3,574
出資金	79	53
関係会社株式	4,329	5,927
関係会社出資金	4,239	4,247
長期前払費用	159	188
繰延税金資産	1,220	1,579
その他	21	11
貸倒引当金	11	11
投資その他の資産合計	13,832	15,569
固定資産合計	24,719	25,893
資産合計	76,728	79,744

	第21期事業年度 (2024年3月31日)	第22期事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,911	6,154
未払金	5,001	6,458
未払法人税等	179	467
未払費用	763	741
返金負債	314	360
前受金	182	260
預り金	160	269
製品保証引当金	-	11
賞与引当金	1,309	1,179
役員賞与引当金	22	22
株式給付引当金	-	42
その他	106	161
流動負債合計	13,946	16,124
固定負債		
長期前受金	463	522
退職給付引当金	874	675
株式給付引当金	46	22
長期末払金	426	126
その他	75	53
固定負債合計	1,883	1,398
負債合計	15,828	17,523
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,021	5,021
資本剰余金		
資本準備金	4,119	4,119
資本剰余金合計	4,119	4,119
利益剰余金		
別途積立金	42,934	43,868
繰越利益剰余金	7,300	7,930
利益剰余金合計	50,234	51,798
株主資本合計	59,374	60,939
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,534	1,364
繰延ヘッジ損益	8	83
評価・換算差額等合計	1,526	1,282
純資産合計	60,900	62,221
負債純資産合計	76,728	79,744

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	76,574	84,519
売上原価	52,182	57,016
売上総利益	24,392	27,503
販売費及び一般管理費	20,005	19,114
営業利益	4,387	8,389
営業外収益		
受取利息	87	159
受取配当金	5,669	4,000
その他	56	73
営業外収益合計	5,811	4,232
営業外費用		
為替差損	678	396
支払利息	-	1
品質対応費用	-	105
その他	56	41
営業外費用合計	734	543
経常利益	9,465	12,079
特別利益		
その他	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
固定資産除売却損	239	28
減損損失	419	830
構造改革費用	-	792
投資有価証券評価損	208	-
特別損失合計	866	1,650
税引前当期純利益	8,599	10,429
法人税、住民税及び事業税	1,576	2,777
法人税等調整額	207	278
法人税等合計	1,369	2,499
当期純利益	7,230	7,930

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

【株主資本等変動計算書】

第21期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,021	4,119		4,119		37,868	10,403	48,271	57,412
当期変動額									
剰余金の配当							5,268	5,268	5,268
当期純利益							7,230	7,230	7,230
別途積立金の積立						5,066	5,066		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計						5,066	3,103	1,963	1,963
当期末残高	5,021	4,119		4,119		42,934	7,300	50,234	59,374

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	549	44	504	57,916
当期変動額				
剰余金の配当				5,268
当期純利益				7,230
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	985	36	1,021	1,021
当期変動額合計	985	36	1,021	2,984
当期末残高	1,534	8	1,526	60,900

（注） 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

第22期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	5,021	4,119		4,119		42,934	7,300	50,234	59,374
当期変動額									
剰余金の配当							6,365	6,365	6,365
当期純利益							7,930	7,930	7,930
別途積立金の積立						934	934		
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計						934	630	1,564	1,564
当期末残高	5,021	4,119		4,119		43,868	7,930	51,798	60,939

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,534	8	1,526	60,900
当期変動額				
剰余金の配当				6,365
当期純利益				7,930
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	169	75	244	244
当期変動額合計	169	75	244	1,321
当期末残高	1,364	83	1,282	62,221

（注） 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

【個別注記表】

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

関係会社株式及び関係会社出資金・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価方法は時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。

評価基準...原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

評価方法

- ・製品...総平均法又は移動平均法
- ・仕掛品...総平均法
- ・原材料...総平均法

(4) 固定資産の減価償却の方法は次のとおりです。

有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 3～50年
- ・機械及び装置 3～17年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法

主な耐用年数：自社利用のソフトウェア 3～5年

(5) 繰延資産は、支出時又は発生時に全額費用として処理しております。

(6) 引当金の計上基準は次のとおりです。

貸倒引当金は、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

製品保証引当金は、販売した製品の保証費用支出に備えるため、将来の支出見込額を計上しております。

賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

役員賞与引当金は、取締役の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11.0年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11.0年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

株式給付引当金は、株式交付規定等に基づく取締役及び執行役員への親会社株式の交付に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準は下記のとおりです。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日）等を適用しており、国内における販売については、製品の納品により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、輸出販売については貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、将来に予測される返品については、来期に予定される新商品販売予定に伴う従来品返品額を見積り、収益から控除しております。

グループ会社の製品を仕入れ、他のグループ会社へ販売する取引については、本人として取引を行い収益を総額で計上しております。

<未適用の会計基準等に関する注記>

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

ます。

<会計上の見積りの変更に関する注記>

(1) 退職給付に係る費用処理年数

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である11.4年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を11.0年に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び、税引前当期純利益への影響は軽微です。

< 貸借対照表に関する注記 >

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

	第21期事業年度 (2024年3月31日)	第22期事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,133百万円	6,569百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第21期事業年度 (2024年3月31日)	第22期事業年度 (2025年3月31日)
売掛金	6,460百万円	6,425百万円
短期貸付金	27,760	31,228

< 損益計算書に関する注記 >

(1) 関係会社との取引高との取引に係るものは、次の通りです。

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	51,340百万円	58,414百万円
商品仕入高	37,891	41,709
受取配当金	5,613	3,959

(2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は、次の通りです。

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上原価	9百万円	11百万円

(3) 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りです。

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当及び賞与	3,823百万円	3,504百万円
法定福利費	825	784
減価償却費	1,806	1,827
業務委託費	3,627	3,405
支払手数料	1,313	1,503
研究開発費	7,058	6,570
広告宣伝費	1,150	1,228

販売費に関する費用割合	33%	31%
一般管理費に関する費用割合	67%	69%

(注) 上記割合(比率)は販売費及び一般管理費の合計額より研究開発費を控除した金額で算出しております。

(4) 一般管理費に含まれる研究開発費は、次の通りです。

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
一般管理費	7,058百万円	6,570百万円

(5) 減損損失の内訳は、次の通りです。

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	419百万円	830百万円

第21期事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(経緯)

ソフトウェアについては、当該ソフトウェアを使用したサービスの終了に伴い、今後の使用見込みが無くなったため、減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

原則として、事業用資産については主に会社単位を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングしております。

(減損損失の金額)

ソフトウェア 419百万円

(回収可能価額の算定方法等)

減損損失の測定における回収可能価格の算定に当たっては、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローより使用価値を算定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスとなるため、使用価値は零としております。

第22期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(経緯)

ソフトウェアについては、当該ソフトウェアを使用したサービスの終了に伴い、今後の使用見込みが無くなったため、減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

原則として、事業用資産については主に会社単位を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングしております。

(減損損失の金額)

ソフトウェア 830百万円

(回収可能価額の算定方法等)

減損損失の測定における回収可能価格の算定に当たっては、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローより使用価値を算定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスとなるため、使用価値は零としております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

第21期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	102,980	-	-	102,980

(2) 剰余金の配当に関する事項
金銭による配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	5,268百万円	51,155円	2023年3月31日	2023年6月21日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年8月29日 臨時株主総会	利益剰余金	6,365百万円	61,811円	2024年3月31日	2024年8月30日

第22期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	102,980	-	-	102,980

(2) 剰余金の配当に関する事項
金銭による配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年8月29日 臨時株主総会	6,365百万円	61,811円	2024年3月31日	2024年8月30日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	利益剰余金	4,990百万円	48,452円	2025年3月31日	2025年6月21日

<金融商品に関する注記>

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については親会社であるオムロン株式会社への貸付に限定しております。
 受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。
 また、投資有価証券は主として株式であります。
 デリバティブは為替予約取引を行っており、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしており
 ます。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第21期事業年度（2024年3月31日）

2024年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につ
 いては、次のとおりであります。

また、売掛金、受取手形、短期貸付金、未収入金、買掛金、未払金については、短期間で決済されるた
 め時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 （*1）	時価（*1）	差額
(1) デリバティブ取引（*2）	(68)	(68)	
(2) 投資有価証券	2,355	2,355	
(3) 長期未払金	(426)	(422)	(3)

（*1） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

(1) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており
 ます。また、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(3) 長期未払金

長期未払金については、支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応す
 る割引率を基礎として割り引いた現在価値により算定しております。割引率は優良社債の利回
 りを参考に決定しております。

（注2） 非上場株式（1,440百万円）、出資金（79百万円）、関係会社株式（4,329百万円）及び関係会社出
 資金（4,239百万円）は、市場価格のない株式等のため、上記の表には含めておりません。

第22期事業年度（2025年3月31日）

2025年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、売掛金、受取手形、短期貸付金、未収入金、買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 （*1）	時価（*1）	差額
(1) デリバティブ取引（*2）	(75)	(75)	
(2) 投資有価証券	2,149	2,149	
(3) 長期未払金	(126)	(124)	(2)

（*1） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

(1) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(3) 長期未払金

長期未払金については、支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する割引率を基礎として割り引いた現在価値により算定しております。割引率は優良社債の利回りを参考に決定しております。

（注2） 非上場株式（1,425百万円）、出資金（53百万円）、関係会社株式（5,927百万円）及び関係会社出資金（4,247百万円）は、市場価格のない株式等のため、上記の表には含めておりません。

< 税効果会計に関する注記 >

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第21期事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	第22期事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
繰延税金資産		
棚卸資産	116百万円	172百万円
投資有価証券	85	93
賞与引当金	399	360
退職給付引当金	352	206
固定資産	312	506
未確定債務	699	888
繰延ヘッジ損益	3	36
その他	23	28
繰延税金資産小計	1,991	2,289
評価性引当金	97	85
繰延税金資産合計	1,893	2,204
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	673	625
繰延税金負債合計	673	625
繰延税金資産の純額	1,220	1,579

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第21期事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	第22期事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
法定実効税率	30.50%	30.50%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.98	1.16
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	18.95	11.06
住民税均等割	0.18	0.15
評価性引当金の増減	0.82	0.12
その他	2.39	3.34
税効果会計適用後の法人税等の負担額	15.92	23.97

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は13百万円減少し、法人税等調整額が5百万円減少、その他有価証券評価差額金が18百万円減少しております。

(4) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<関連当事者との取引に関する注記>

第21期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	オムロン株式会社	京都市下 京区	64,100	電気機械 器具等の 製造	被所有直接 100%	資金の貸付 役員の派遣 受入	ロイヤリ ティ収入 (注)1	1,311	未収入金	1,465
							余剰資金の 貸付 (注)2	24,640 (注)3	短期貸付金	27,760
							為替予約 (注)4	55,474	為替予約	12,804
							支払配当金	5,268	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 子会社から当社製品販売に係るロイヤリティを親会社経由にて受け取っております。

ロイヤリティ料率については、当社製品の当該子会社への貢献と業界水準を参考に決定しております。

2. 貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 取引金額については、月末の平均残高を記載しております。

4. 取引金額については、期中の契約額の累計を記載しております。また、期末残高については期末に残存する契約額を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	OMRON HEALTHCARE, INC.	アメリカ	200千USD	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	14,624	売掛金	2,009
子会社	OMRON HEALTHCARE EUROPE B.V.	オランダ	1,000千EUR	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	15,413	売掛金	2,137
子会社	OMRON HEALTHCARE (CHINA) CO., LTD.	中国	208,611千CNY	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の開発・生産 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	5,130	売掛金	888
							受取配当金	4,410	-	-
子会社	OMRON DALIAN CO., LTD.	中国	157,237千CNY	健康医療機器の製造	所有間接100%	当社製品の開発・生産 役員の兼任	材料有償支給 (注)	1,950	未収入金	435
							当社製品の仕入 (注)	15,124	買掛金	1,280
子会社	OMRON HEALTHCARE SINGAPORE PTE LTD	シンガポール	536千USD	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	8,354	売掛金	526
子会社	OMRON HEALTHCARE MANUFACTURING VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	7,550千USD	健康医療機器の製造	所有直接100%	当社製品の生産 役員の兼任	材料有償支給 (注)	1,653	未収入金	311
							当社製品の仕入 (注)	19,374	買掛金	1,789

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品及び材料の仕入価格、販売価格については、市場価格等を参考に決定しております。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	オムロンエキスパートリンク株式会社	京都市下京区	90	業務処理の請負	なし	ファクタリング	ファクタリング債務 (注)	1,150	買掛金	1,007

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 関連当事者及び債権者との三者間契約に基づき、関連当事者に対して債務を譲渡しております。なお、ファクタリング債務の取引金額は、対象期間の毎月末残高の平均を記載しております。

第22期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	オムロン株式会社	京都市下京区	64,100	電気機械器具等の製造	被所有直接100%	資金の貸付 役員の派遣 受入	ロイヤリティ収入 (注)1	1,112	未収入金	1,223
							余剰資金の貸付 (注)2	26,093 (注)3	短期貸付金	31,228
							為替予約 (注)4	678,720	為替予約	13,785
							法人税 (グループ通算)	1,914	未払金	1,914
							支払配当金	6,365	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 子会社から当社製品販売に係るロイヤリティを親会社経由にて受け取っております。

ロイヤリティ料率については、当社製品の当該子会社への貢献と業界水準を参考に決定しております。

2. 貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 取引金額については、月末の平均残高を記載しております。

4. 取引金額については、期中の契約額の累計を記載しております。また、期末残高については期末に残存する契約額を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	OMRON HEALTHCARE, INC.	アメリカ	200千USD	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	18,076	売掛金	2,040
子会社	OMRON HEALTHCARE EUROPE B.V.	オランダ	1,000千EUR	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	19,947	売掛金	1,939
子会社	OMRON HEALTHCARE (CHINA) CO., LTD.	中国	208,611千CNY	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の開発・生産 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	3,262	売掛金	352
							受取配当金	3,012	-	-
子会社	OMRON DALIAN CO., LTD.	中国	157,237千CNY	健康医療機器の製造	所有間接100%	当社製品の開発・生産 役員の兼任	材料有償支給 (注)	1,766	未収入金	191
							当社製品の仕入 (注)	12,865	買掛金	1,092
子会社	OMRON HEALTHCARE SINGAPORE PTE LTD	シンガポール	536千USD	健康医療機器の販売	所有直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の売上 (注)	7,154	売掛金	998
子会社	OMRON HEALTHCARE MANUFACTURING VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	7,550千USD	健康医療機器の製造	所有直接100%	当社製品の生産 役員の兼任	材料有償支給 (注)	2,330	未収入金	356
							当社製品の仕入 (注)	26,751	買掛金	1,669

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品及び材料の仕入価格、販売価格については、市場価格等を参考に決定しております。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	オムロンエキスパートリンク株式会社	京都市下京区	90	業務処理の請負	なし	ファクタリング	ファクタリング債務 (注)	1,150	買掛金	1,858

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 関連当事者及び債権者との三者間契約に基づき、関連当事者に対して債務を譲渡しております。なお、ファクタリング債務の取引金額は、対象期間の毎月末残高の平均を記載しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	591,377円48銭	604,202円63銭
1株当たり当期純利益	70,212円20銭	77,002円78銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(1) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	7,230	7,930
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	7,230	7,930
普通株式の期中平均株式数(株)	102,980	102,980

(2) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	第21期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第22期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額(百万円)	60,900	62,221
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	60,900	62,221
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	102,980	102,980

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年5月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	31,652(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	31,652		
所有株券等の合計数	31,652		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2026年5月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	31,652(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	31,652		
所有株券等の合計数	31,652		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年12月15日付で、本応募合意株主との間で、本応募契約を締結しております。

本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「 本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）」及び「 本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

5【大量保有報告書等の提出状況】

公開買付者又は特別関係者が本書提出日の5年前の日より後に提出した状況は以下のとおりです。

名称	提出者	提出年月日
変更報告書No. 1	公開買付者	2022年7月15日
訂正報告書	公開買付者	2022年9月5日
変更報告書No. 2	公開買付者	2022年10月6日
変更報告書No. 3	公開買付者	2023年1月18日
変更報告書No. 4	公開買付者	2023年5月9日
変更報告書No. 5	公開買付者	2023年6月1日

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

最近の3事業年度における公開買付者の子会社であるOMRON Healthcare Manufacturing Vietnam CO.,LTD.と対象者の子会社であるMatsuya R&D Vietnam Co.,Ltdとの間の取引の内容等は以下のとおりです。

(単位：千円)

決算年月	対象者第41期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	対象者第42期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	対象者第43期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
血圧計腕帯の購入	2,923,696	3,401,994	4,349,300

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 グロース市場						
	月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高株価	859	1,097	1,086	1,095	1,097	1,100	1,106
最低株価	777	837	1,074	1,085	1,082	1,094	1,099

(注) 2026年5月については、同年5月18日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第42期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 北陸財務局長に提出

事業年度 第43期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月23日 北陸財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第44期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月10日 北陸財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社松屋アールアンドディ
(福井県大野市鍛掛第20号1番地2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「2026年3月期期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが行われる予定であることを踏まえ、2026年3月期の期末配当予想を修正し、2026年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(2)「特別損失（公開買付関連費用）の計上に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年2月10日に、「特別損失（公開買付関連費用）の計上に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(3)「受取配当金に関する営業外収益の計上に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年4月15日に、「受取配当金に関する営業外収益の計上に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(4)「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2026年5月13日に、東京証券取引所において「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

() 損益の状況（連結）

会計期間	2026年3月期
売上高	9,771,382千円
売上原価	6,551,459千円
販売費及び一般管理費	1,089,278千円
営業外収益	125,165千円
営業外費用	49,766千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,549,955千円

() 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2026年3月期
1株当たり当期純利益	72.50円
1株当たり配当額	